

## Ⅷ 免許・資格

本学各学科において取得できる免許・資格は次のとおりです。

### Ⅰ. 保育学科

#### (1) 幼稚園教諭二種免許状

修得すべき単位数は次のとおりです。

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	
		66条の6	教科及び教職に関する科目
幼稚園教諭二種免許状	短期大学士の学位を有すること	8	31

注 「短期大学士の学位を有すること」とは、短期大学を卒業することが条件です。このため、免許状を取得するためには、この表の単位のほか卒業に必要な単位を修得しなければなりません。

#### ア 免許法施行規則第66条の6に定める科目

授業科目	単位数
日本国憲法	2
体育（講義）	1
体育（実技）	1
英語コミュニケーション	2
情報処理	2
計	8

イ 教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目		
教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	
				必修	選択
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	12	保育内容の理解と方法・健康 保育内容の理解と方法・人間関係 保育内容の理解と方法・環境 保育内容の理解と方法・言葉 保育内容の理解と方法・表現Ⅰ 保育内容の理解と方法・表現Ⅱ	1 1 1 1 1	1
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		健康の指導法 人間関係の指導法 環境の指導法 言葉の指導法 表現の指導法（音楽Ⅰ） 表現の指導法（音楽Ⅱ） 表現の指導法（造形Ⅰ） 表現の指導法（造形Ⅱ）	1 1 1 1 1 1 1	
			小 計	12	2
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理Ⅰ	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		保育者論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育原理Ⅱ	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		保育・教育の心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援の保育・教育概論	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論・保育の計画と評価	2	
			小 計	10	0
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	保育方法論	2	
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解と教育相談	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
	小 計	4	0		

教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導 教育実習	1 4	
			小計	5	0
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	2	
			小計	2	0
大学が独自に設定する科目		2			
計		31	計	33	2

※1 幼稚園教育実習に関して必要な事項は、別に実習の手引きに定めている。

※2 「大学が独自に設定する科目」の2単位は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の最低単位数を超えて修得した単位数の合計が2単位以上であることを示す。

## (2) 保育士資格

保育士資格を取得しようとする者は、卒業資格を得るとともに、児童福祉法施行規則に基づき、次に示す科目についてそれぞれ所定の単位を修得する必要があります。

基礎資格	最低修得単位数		
	教養科目	必修科目 (告示別表第1)	選択必修科目 (告示別表第2)
都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者	8	51	9

### ア 教養科目（教養教育科目）

8単位以上（うち英語コミュニケーション2単位及び体育に関する講義及び実技それぞれ1単位、これら以外の科目 4単位以上）の修得が必要です。

厚生労働省告示第198号 による教科目			本学における開設授業科目			
系列	教科目	最低修得単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数	
					必修	選択
教養科目	外国語、体育以外の科目	8	情報処理	講義		2
			日本国憲法	講義		2
			文書表現基礎	講義		2
	外国語		進路研究	講義		2
	外国語		英語コミュニケーション	演習	2	
	体育		体育（講義）	講義	1	
			体育（実技）	実技	1	
計		8	計		4	8